

# コロナ禍に、深刻な物価高騰で、暮らしも経営も厳しい状況を改善するため、「増税のためのインボイス制度は中止し、消費税を減税せよ！」の声を大きく広げよう。

消費税のインボイス制度実施が、1年後(2023年10月1日)に迫りました。

消費税は、課税事業者が、売りに上げにかかる消費税から、仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いて、差額分を納めるのが原則です。

インボイス制度が始まると、登録番号付きの請求書・領収書が無ければ、支払った消費税が引けなくなります。取引への影響は重大ですが、

当面の影響は、自分が課税事業者か免税か、本則課税か簡易課税か、そして取引相手がどうかによって、全く事情が違ってきます。具体的にどうなるか、学習しましょう。

免税事業者が課税事業者になって新たに消費税を払うか、取引先の本則課税の事業者が肩代わりするか、いずれにしても増税になるものですが、

これは、大増税の一步にすぎません。国民の猛反

**共済会よりお知らせ**  
新型コロナウイルス感染症で陽性の場合、自宅療養でも、入院給付金の対象になります。濃厚接触者で自宅待機を言われた方は、安静加療見舞金の対象になります。詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい。

対を押し切って導入された消費税。税率3%、免税点を年間売り上げ300万円として、5億円までは簡易課税を可能とし、6000万円までは限界控除制度をもうけ、反対する人を減らして成立させたところから、税率が大きくなるほど矛盾が大きくなります。インボイス制度が定着して、税率20%、30%を狙うとき、今の免税点1000万円も下げられるし、簡易課税も廃止されます。影響を受けない事業者はいませんが、大増税になるので、一般の消費者も大変な影響を受けることになります。

消費税は廃止させるか、せめて5%に抑えておかなければなりません。署名運動に取り組みましょう。次回、チラシと署名用紙を折り込みます。

## 南国民商工会「第52回定期総会」 南国民商共済会「第29回定期総会」 のご案内

今年も、コロナ禍のため懇親会は行わず、民商と共済会の総会を、いっしょに、短時間で行います。共済会の総会は、例年加入者なら誰でも何人でも参加できていましたが、今年も人数を少なくするため、共済会の方も、1軒で1人の参加とさせていただきます。ご都合の悪い方だけでなく、体調の悪い方も、委任状(口頭でも可)での参加をお願いいたします。

※会員さんには、別に案内封筒が届きます。参加できない場合は、封筒に同封の委任状を提出して下さい。電話、メール等でご連絡下さい。出欠の連絡もふくめ10月6日までお願いします。

・南国民商工会 会長 森昭英 ・南国民商共済会 理事長 村田敦子

と き / 10月9日(日) 午後2時～3時半  
と ころ / 南国民商2F

 \* 懇親会はありません